

カニなどの魚介類を強引に購入させようとする電話に注意

■新型コロナウイルスの影響で、観光地でカニなどの魚介類の購入が減少している状況に便乗し

- ・「以前購入したお客さんに電話している」
- ・「経営が苦しい。助けてほしい」

などと言い、強引に魚介類を購入させようとする電話勧誘の相談が増えています。



■「断り切れずに数万円分購入したが、届いた商品は価格に見合うものではなかった」という事例や、「断ったのに強制的に『送るので』といわれ電話を切られた」などの事例が寄せられています。

消費生活センターからのアドバイス

電話勧誘販売はクーリング・オフの対象です

■電話勧誘販売では、事前に商品を見ることはできないので、価格と見合わない商品が届く可能性があります。電話勧誘販売はクーリング・オフの対象となる取引なので、契約書面を受け取った日から8日以内に書面で申し出をして、着払いで返品をしてください。



送り付けの場合は受け取り拒否をしましょう

■断っていても商品が送ってきた場合は、その場で受け取り拒否をしてください。もし受け取ってしまった場合、金銭を支払う必要はありません。一方的に送り付けられた商品は、法律で消費者が直ちに処分していいことになっています。金銭を支払ってしまった場合も事業者へ返金するよう請求することができます。

きっぱり断りましょう

■電話で勧誘された際、話の内容に不審な点があった場合は、あいまいな返事はせずに「いいません」ときっぱり断りましょう！

